

徳島県食品表示適正化基本計画

令和5年4月

徳島県

I 計画の基本的な事項

1 計画策定の趣旨

徳島県では、県民の健康の保護並びに消費者に信頼される県産食品の生産及び振興を図るため、徳島県食品表示の適正化等に関する条例（平成27年徳島県条例第4号。以下「条例」という。）を制定し、食品表示法^{*1}（平成25年法律第70号）と一体的に運用するとともに、食品表示の適正化に関する中期的な施策の目標や具体的な取組を示した「徳島県食品表示適正化基本計画」（以下「計画」という。）を策定し、計画的かつ効果的に取り組んできました。

このような中、令和2年7月徳島県庁に「消費者庁新未来創造戦略本部」が開設されたのを受けて、全国に先駆け食品安全について情報提供・情報発信できるリスクコミュニケーションの養成や栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育を通じて、食品表示を正しく理解し、適切な消費活動に活用できる人材を育成してきました。

一方、食品表示法は5年の経過措置期間が終了し、令和2年4月から新たな基準に基づく表示に完全移行したことに加え、令和5年4月には遺伝子組換えに関する任意表示制度が改正されるため、とくしま食品表示Gメン^{*2}（以下「Gメン」という。）等による食品表示の監視指導及び法令を正しく理解し、適正表示を行う食品関連事業者等の支援が必要となっています。

また、本県が関西広域連合の一員として誘致を実現させた「大阪・関西万博」を千載一遇のチャンスと捉え、先駆的な未来技術や魅力ある「食・文化」を発信し、新たな人の流れを創出するとともに、次代を担う子どもたちが万博を通じ、未来社会の夢や希望を実感することで、ポストコロナ時代における社会経済発展の実現を目指しています。

そのためには、SDGs（持続可能な開発目標）^{*3}の取組を一層推進する必要がある、17の目標のうち、目標3「すべての人に健康と福祉を」と目標12「つくる責任、つかう責任」が、食品表示の適正化と密接に関係しており、目標達成に寄与する施策を推進することが求められています。

これらのことから、食品表示の適正化に関する施策を計画的に推進し、法令遵守の徹底、県民の健康の保護及び食に対する信頼の確立を図るため、計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

計画は、条例第7条の規定に基づく、食品表示の適正化に関する基本的な計画として策定したものです。

3 計画の基本理念

食品表示の適正化の推進においては、次に掲げる基本理念にのっとり施策を推進します。

- (1) 県民の健康の保護が最も重要であるという基本認識
- (2) 消費者に信頼される県産食品の生産を振興し、とくしまブランドの発展に寄与
- (3) 県、食品関連事業者等及び県民の相互理解
- (4) 消費者、食品関連事業者等及び県の情報共有と協力
- (5) 科学的知見の活用の促進
- (6) 食品の製造から消費に至る各段階における業務の透明性確保
- (7) 食品表示の適正化によるSDGsの達成への寄与

4 計画の期間

計画の期間は、県政運営指針として、県が進める政策の基本的な方向をまとめた最上位の総合的な計画との整合性を勘案し、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

5 計画の点検・評価・改善

計画の効果的な推進に当たっては、計画に基づく各種施策の実施状況を把握することにより、計画の確実な推進を図ります。

計画の進行管理においては、「徳島県食品表示適正化計画（以下「単年度計画」という。）」を策定するとともに、PDCAサイクル^{*4}の考え方にに基づき、適切な点検・評価を実施し、必要に応じて計画の変更を行います。

II 計画の体系

基本理念の具現化に向けて、次の事項を施策の柱とします。

1 食品関連事業者等支援の推進

食品表示は、消費者が食品を購入する際にその品質や内容を見極め選択する上で重要な役割を果たすとともに、食品を摂取する際にその安全性を確保する上で不可欠な情報源となっています。

食品表示に関する法律は「食品表示法」、「健康増進法」及び「景品表示法」など関係法令が多数あり、食品関連事業者等は、これらの法律を遵守しなければなりません。社会規範や企業理念などコンプライアンス意識の向上に努めることも必要となっています。

一方、2025年の大阪・関西万博が大きな起爆剤となり、来県者の増加が見込まれることから、食品関連事業者等の食品表示の適正化に向け、きめ細やかな支援を行い、本県の大きなマイルストーンであるこの万博を県民総ぐるみで成功に導く必要があります。

また、SDGsの目標12「つくる責任、つかう責任」において、食品関連事業者等は、必要な栄養素を含む食品を安定供給し、適正な食品表示を食品の選択につなげる役割を担っていることから、取り組みの輪を広げることにより、2030年のSDGs目標達成に寄与します。

2 消費者教育の推進

消費者は、食に関する知識の習得や必要な情報の収集を行い、これらの情報を正しく理解し、自立した消費者として自らの健康を保持・増進させるため、自主的かつ合理的な判断を行うことが求められています。

この判断に必要な情報を、食品表示から取得するための方法を若い世代のうちから学ぶことができるよう消費者教育を推進し、食品表示に基づき適切に食品を選択するとともに、自らの食生活を考えることにより、SDGsの目標3「すべての人に健康と福祉を」の達成を目指します。

3 食品表示の適正化の推進

外国産アサリが熊本県産として多量に流通していた可能性がある問題を受け、国は不適正な表示を防ぐため、食品表示基準Q&Aを改正しています。

食品表示に対する消費者の信頼を揺るがすことのないよう、監視活動を実施する県職員による「Gメン」を始め、消費者が日常の買い物活動の中で食品表示のモニタリングを行う「食品表示ウォッチャー^{*5}」、消費者大学校大学院の食品安全リスクコミュニケーション養成課程を修了した「食品表示適正化推進員^{*6}」等の連携により、幅広い視点で食品表示の監視活動を実施し、食品表示の適正化を推進します。

4 リスクコミュニケーション^{*7}の推進

消費者庁、県、食品関連事業者等、消費者が各々の責務や役割を認識のもと、相互の連携と協働により、施策の推進を図ることが重要です。

そこで、食品関連事業者等への適正表示の普及啓発、消費者教育及び食品表示に関する質問や討論の場の設置など、リスクコミュニケーションを推進し、情報共有と相互理解による信頼関係の構築を図ります。

Ⅲ 重点項目

施策の4つの柱を踏まえ、次の重点項目を設定します。

1 食品関連事業者等の表示等対策支援

食品表示は、関連法令が多岐にわたり非常に複雑なため、食品関連事業者等においては関連する法令全体を正しく理解し、適正な表示を行うことが大切であり、講習会の実施やインターネット等の活用による制度周知や情報発信を行い、表示内容に責任を持つ食品関連事業者等を支援します。

また、SDGsが目指す豊かで健康な社会に貢献するため、食品関連事業者等におけるSDGsの理念に合致した取組が一層加速されるよう支援します。

2 食品表示相談体制の充実

食品関連事業者等からの表示相談や、消費者からの表示に係る疑問や情報等の受付の総合窓口として設置した「適正表示相談窓口^{※8}」及び栄養成分表示や健康食品に関する質問や相談に対応する「栄養表示相談窓口^{※9}」の効率的かつ効果的な運用に努め、食品関連事業者等及び消費者双方の利便性向上を図ります。

3 消費者教育の推進

食の安全安心に係る様々な事象に対して、最新の知見と正しい知識に基づく的確な判断の下に、適切な消費行動を実践できるようライフステージに応じた消費者教育を推進し、誰もが健康な暮らしを送ることができる社会の形成を目指すとともに、消費者が主役となるSDGsの取組を推進します。

また、関係団体と連携し、栄養成分表示等の活用に向けた効果的な取組により、消費者自らが自分の健康状態等に応じた適切な食品選択ができる実践力を育み、消費者の健康増進につなげます。

4 徳島まるごとパビリオンに向けた監視指導

大阪・関西万博では、「万博はゲートウェイ、徳島まるごとパビリオン」をコンセプトに掲げ、魅力ある「食・文化」を発信し、「新たな人の流れ」の創出を目指しています。このコンセプトに基づき、四国遍路で生まれたお接待による「おもてなしの心」で、多くの観光客を惹き付けるためには、食品の適正表示が必要不可欠であることから、関係部局と連携したGメン等により、食品表示の監視指導を実施します。

5 産地偽装防止対策の強化

産地偽装の根絶を目指し、食品表示の根拠となる仕入関係書類等を確認するとともに、科学的産地等判別分析を抑止力として活用するなど、監視指導を強化します。

また、広域事業者による表示違反等に対し、他自治体や国の各機関と連携することにより、迅速かつ適正に対処します。

6 食品関連事業者等と消費者との相互理解の促進

食品表示に関する正しい知識が根ざす生活環境を実現するため、食品関連事業者等による自らの情報発信を促進するとともに、食品関連事業者等と消費者それぞれの食品表示に関する情報共有や相互理解を図ることにより、信頼関係を構築します。

7 消費者庁との連携

消費者行政・消費者教育の恒常的拠点である新未来創造戦略本部と連携し、徳島を実証フィールドとして取り組んできたプロジェクトを継承・深化するとともに、食品に関する正しい知識を持ち、その知識を活用して消費者を合理的な選択に導くことができるリスクコミュニケーターを養成します。

また、消費者庁と連携し、食品関連事業者等が関連法令を正しく理解し、適正な表示を行うようガイドライン等の周知徹底を図ります。

IV 具体的取組

施策の柱及び重点項目に設定された内容に基づき、効果的に施策を推進します。

1 食品関連事業者等による食品表示の適正化

(1) 適正な食品表示に係る食品関連事業者等支援

食品関連事業者等に対し、食品表示制度の正しい知識の普及を図るため、インターネット等を活用し、きめ細やかな啓発指導を行うとともに、食品関連事業者等自らが適正に表示を実施できるよう、県下各地域で食品表示制度講習会を開催します。食品関連事業者等ごとに表示作成の不明点を抱えているため、食品表示に関する総合相談窓口である「適正表示相談窓口」及び「栄養表示相談窓口」を通じ、食品関連事業者等からの表示に関する疑問点や質問に対して個別に相談対応を行い、適正表示を支援します。

また、SDGsは誰一人取り残さないことを理念としており、SDGsを学びたい、これから取り組みたい食品関連事業者等が、自分ごととして捉え、取り組めることを考えることができるよう、あらゆる主体との連携強化やパートナーシップ構築を促進します。

(2) 食の安全安心情報ポータルサイト^{*10}の充実

スマートフォンやタブレットなどのデバイスの普及を踏まえ、全国屈指の光ブロードバンド環境を活用し、県ホームページ「安心とくしま」から、健康被害情報やリコール情報等の食品の安全安心に関するタイムリーな情報を発信するほか、食品表示関係法令を項目ごとに紹介した動画や幅広い食品の表示例を掲載するなど、適正表示を行うために必要な情報を充実します。

また、「AI活用双方向型FAQシステム^{*11}」によりその利便性を向上し、食品関連事業者等がいつでも活用しやすいポータルサイトを目指します。

(3) 認証制度等の運用による県産食品の信頼性の向上

食品表示の適正化や食品製造過程の見える化に積極的に取り組む事業者を認定する「適正表示推進事業者認定制度」や、産地証明や加工履歴等トレーサビリティが整った事業者・商品を認証する「鳴門わかめ認証制度^{*12}」を適切に運用します。

また、認定事業者が企画するリスクコミュニケーション、食品関連事業者等からの情報発信及び消費者との相互理解の推進を支援することにより、県産食品の信頼性やブランド力の向上を図ります。

2 消費者教育による食品表示の正しい理解の促進

(1) 食に対する正しい知識の普及啓発

消費者に対し、食の安全安心に係るフォーラムや幅広い世代を対象としたゼミナール等の開催や、食品表示に係る情報収集に努め、食の安全安心情報ポータルサイトの充実強化を図ることで、食に関する正しい情報発信を行い、食品表示に関する正しい知識の普及と「食の知^{*13}」の向上を図ります。

(2) 消費者向け相談窓口の運用

食品表示に関する総合相談窓口である「適正表示相談窓口」及び「栄養表示相談窓口」の二つ目の機能として、消費者からの表示に関する疑問や相談を受け付け、迅速かつ適正に対応します。

(3) 消費者の学べる機会の充実

消費者の食に関する知識の習得として、「WEB」やWEBとリアルを融合させた「ハイブリット型」の出前講座やリスクコミュニケーション等を実施するなど、学習機会のバリエーションを充実させることにより、正しい知識をもとに、適切な消費行動を推進できる人材を育成するとともに、自立した賢い消費生活により、身近にあるSDGsの取組の実践を促します。

(4) 栄養成分表示等の活用に向けた消費者教育の推進

消費者庁や徳島県栄養士会と連携し、効果的かつ実践的な消費者教育を展開することにより、SDGsや栄養成分表示等を正しく理解し、自らの健康の保持・増進に積極的に活用できる人材を育成します。

3 監視指導体制等の充実

(1) Gメン活動体制の強化

県内外に流通する県産食品表示の効率的かつ効果的な監視指導を行うため、関係法令に基づく立入検査等を行うとともに、人員体制についても、安全衛生課、各県民局、各保健所はもとより、農林水産部や商工労働観光部、さらには、東京本部や関西本部等の職員をGメンとして任命し、的確な情報共有を行い緊密な連携を図ります。

(2) 観光土産物に対する重点的な監視指導

大阪・関西万博を契機として、本県への観光客の増加が見込まれることから、県内で観光土産物を販売する食品関連事業者等を対象として、Gメン等により重点的な監視指導を実施します。

(3) 科学的産地等判別分析の効果的な運用

産地偽装等の抑止力として、科学的産地判別や品種識別技術の活用を図り、検査数・内容を充実させるとともに、県外に流通する県産食品においても科学的産地等判別分析の対象とすることで、東京本部及び関西本部のGメンと連携しながら県外へも監視の目を光らせます。

(4) 消費者や市町村と連携した食品表示監視ネットワークの強化

食品表示ウォッチャーや食品表示適正化推進員が確認した食品表示情報をモバイル端末で報告できる「食の安全！WEBウォッチャー^{*14}」で疑義情報を収集するとともに、その情報を「食品表示Gメンシステム^{*15}」で共有することにより、不適正表示の監視指導を迅速化します。

(5) 関係機関と連携した監視活動

各保健所と連携した広域監視活動により、食品衛生と食品表示の両面からの監視指導活動を実施し、県内流通食品の信頼性向上を図ります。

また、県民局のGメンと連携した、景品表示法に基づく飲食店への立入検査等により、メニュー表示等の虚偽・誇大広告について監視指導を行います。

(6) 国等との連携強化

広域化・複雑化した食品表示の不適正事案に対応するため、「徳島県食品表示監視協議会^{*16}」等により国や関係機関との連携を強化し、的確な情報共有と迅速な対応に努めます。

4 リスクコミュニケーションの推進

(1) 多様なリスクコミュニケーション機会の提供

教育機関と連携し、食品安全をテーマとした「食品安全ゼミナール」、食品関連事業者等と連携したHACCP^{*17}等の取組状況の紹介、関係団体と連携したフォーラムなど、多様なリスクコミュニケーションの機会を提供します。

(2) 消費者庁と連携した効果的なプログラムの実証

徳島を実証フィールドとして取り組んできたプロジェクトの成果を踏まえ、リスクコミュニケーションの理解度を高めるプログラムの実証・継続・改善を進め、消費者と食品関連事業者等の相互理解を促進するとともに、これらの取組を「徳島モデル」として一層の深化と普及を推進します。

5 その他食品表示適正化の計画的な推進に必要な事項

(1) 「徳島県食品表示適正化計画（単年度計画）」の策定

本県の食品表示の適正化に向けた取組を計画的かつ着実に実行へ移すため、「単年度計画」を定めます。

(2) 関係者等との連携

行政（県・市町村）、消費者、食品関連事業者等が、相互の役割分担と協働のもと、本県における食品表示の適正化を効果的に推進します。

V 活動指標

取組施策の効果検証と評価を行うための指標として活動指標を設定します。

- | | |
|---|----------|
| (1) 食品表示関連講習等参加者数
(食品表示制度講習会等) | 200人/年 |
| (2) 食の安全安心情報ポータルサイトの動画再生回数 | 6,000回/年 |
| (3) 食品表示出張相談窓口の設置回数 | 5回/年 |
| (4) 教育機関等との連携による講座等開催数 | 25回/年 |
| (5) 食品表示Gメンによる立入調査・検査件数 | 3,200件/年 |
| (6) 食品偽装等の抑止力となる科学的産地等判別分析件数 | 170件/年 |
| (7) 食品表示ウォッチャーによる調査件数 | 1,300件/年 |
| (8) 食に関する正しい知識の普及に関するイベント等参加者数
(リスクコミュニケーション、フォーラム等) | 900人/年 |

<用語説明>

※1 食品表示法

消費者が食品の情報を見て理解し適正な食品の選択ができるよう安全性や機能性等に関する表示について定めた法律。平成27年4月に施行。

※2 とくしま食品表示Gメン

徳島県食品表示の適正化等に関する条例第21条において、当該条例及び食品表示法、景品表示法に係る立入検査や食品表示の適正な実施を確保するための指導、相談を行う職員としての位置づけ。

※3 SDGs (エス・ディー・ジーズ)

2015年9月に国連の「持続可能な開発サミット」で採択された、2016年から2030年までの国際目標である「持続可能な開発目標」。持続可能な世界を実現する17の大きな目標と169のターゲットで構成。



(出典) 国際連合広報センターホームページより引用

※4 PDCAサイクル

行政政策や企業の事業活動に当たって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方で、Plan（立案・計画）→ Do（実行）→ Check（検証・評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務の継続的な改善を行う。

※5 食品表示ウォッチャー

消費者の立場で日常的な生活の中で食品表示のモニタリングを行うことで、食品表示への関心を高めるとともに、食品表示基準等に違反している疑いがある商品の情報を県に報告するなど、消費者目線での監視活動を担う者のことで、県が登録。

※6 食品表示適正化推進員

地域における食品表示の適正化に関する自主的な活動を促進するため、徳島県食品表示の適正化等に関する条例第12条の2に基づき、市町村長又は消費者団体の代表者から推薦があった者を徳島県知事が委嘱。

※7 リスクコミュニケーション

リスク対象やそれへの対応について、関係者が情報・意見を交換し、その過程で関係者間の相互理解を深め、信頼を構築する活動のこと。

※8 適正表示相談窓口

食品の表示や安全性について、消費者や事業者の疑問や不安に応えるとともに、食品表示に係る情報提供を受け付ける、安全衛生課に設置された総合窓口のこと。
TEL 088-621-2110 受付時間 平日9時から17時まで

※9 栄養表示相談窓口

栄養成分表示や健康食品の表示制度等について、消費者や食品関連事業者等の問合せ等に応える相談窓口のことで、安全衛生課と保健所に設置。
TEL 088-621-2110 受付時間 平日9時から17時まで

※10 食の安全安心情報ポータルサイト

県ホームページ「安心とくしま」内に開設されている、食の安全安心情報を一元的に掲載している食品関連事業者及び消費者向けのインターネットサイト。

※11 AI活用双方向型FAQシステム

利用者からの問合せに対して、人工知能（AI）を活用し、利用者の求める情報の提供を24時間体制で提供する、双方向型FAQ（よくある質問）システムを構築したもの。

※12 鳴門わかめ認証制度

鳴門わかめの信頼回復とブランド力の向上を図るため、産地証明書や加工履歴などトレーサビリティが整った事業者を県が認証する制度。

※13 食の知

食品の安全性等について科学的な根拠に基づく知識や情報を習得し、自ら判断する能力のこと。

※14 食の安全！WEBウォッチャー

食品表示ウォッチャーのモニタリング結果を、スマートフォン等の通信できるタブレット端末から報告できるシステム。令和元年度から運用を開始している。

※15 食品表示Gメンシステム

とくしま食品表示Gメンが行った事業者への立入検査や指導結果のほか、食品関連事業者等からの問合せ、消費者からの情報提供内容等を入力し、データベースとして蓄積、閲覧、出力できるシステム。

※16 徳島県食品表示監視協議会

徳島県内における不適正な食品表示に関する監視を強化するため、農林水産省中国四国農政局、独立行政法人農林水産消費安全センター、徳島県警察本部、徳島県で組織された協議会。

※17 HACCP（ハサップ）

Hazard Analysis Critical Control Pointの略称で、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生する恐れのある微生物汚染等の危害をあらかじめ分析（Hazard Analysis）し、その結果に基づいて、製造工程のどの段階でどのような対策を講じればより安全な製品を得ることができるかという重要管理点（Critical Control Point）を定め、これを連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法。